

## 世田谷リハビリテーション連絡会

区内に勤務または在住の PT/OT/ST によるリハビリテーション専門職の任意団体

東京都理学療法士協会世田谷支部（支部長鹿島雄志）と区西南部地域リハ支援センター世田谷幹事（成城リハケア病院）と連携して区内地域リハへの貢献を行っている

- ・同協会地域活性局の活動である地域向け理学療法等に関する普及啓発研修への協力
- ・世田谷区一般介護予防事業として地域ケア会議関連事業への参加
- ・同事業として地域住民向け講座へのスタッフ参加
- ・世田谷リハビリテーション連絡会と協同して地域ケア会議リハ助言者育成研修の実施

地域におけるリハビリテーションの適時適切な提供について

### 課題 A（地域住民支援）

「リハビリテーション（定義：全人間的復権）という言葉の受け取りが相反するメッセージが存在する」ため対応策が必要である

イ) 所有に対する挑戦：残された機能を活用して生活を取り戻す

＞麻痺からの回復－電動車いすで移動して行きたいところに行くことに意味がある（歩行は目的に対する手段のひとつ）

ロ) 喪失に対する挑戦：失った心身機能を取り戻す

＞麻痺からの回復－病前のように歩けなければ意味がない（歩行自体が目的）

### 医療・介護保険制度の改正の方向性

- ・リハビリテーションの期限を設定

医療保険：発症から 6 カ月

介護保険：要支援者は 1 年が目安

- ・目標設定と効果判定（によるリハビリ終了）

国の保険制度におけるリハビリテーションの位置付けはイ) だが、ロ) をリハビリと位置付けるリハビリ当事者は少なくなく、政策と当事者認識にギャップが生じている（リハビリ難民）ため、イ) に関する普及啓発とフォローアップ体制が必要である。

事例：脳卒中フェスティバル（脳卒中当事者による社会参加推進活動）

また、現行の諸制度上、介護保険をベースにインフォーマルサービス組み合わせて心身機能へのアプローチから活動・参加へのアプローチへのシームレスな移行支援を区全体の仕組みとして検討する必要がある

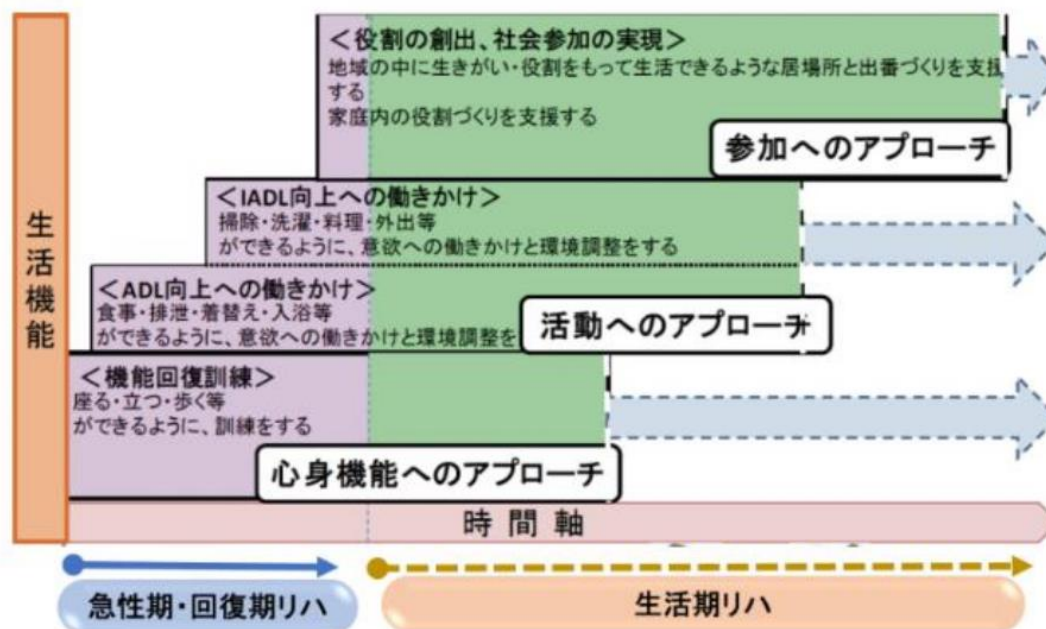
病気・障害を負ったことに対する心理的不安は拭えないので、医療機関への受診と同じようにリハビリテーションの継続的なフォロー体制があれば、活動・参加への移行（リハ系サービス利用の移行・終了）がしやすくなる

- ① 支所単位でリハビリテーション専門職を配置（業務委託等）する（具体例：長崎市在

宅支援リハビリセンター)

- ② 装具難民（必要な装具を更新する手段にアクセスできない）

図表 1 生活機能の維持向上に向けたリハビリテーション



課題 B（支援スタッフ向け支援）

介護保険利用者は 40 歳以上の何らかの支援が必要な地域住民であり、今後は軽度の障害を持った比較的若い要支援者が増えることが予想され、そのような地域住民に向けた就労支援体制の拡充が必要である。また、自立・自律に向けた支援者側の役割分担の明確化が必要である

介護が必要な理由として、老年期(or 廃用)に伴う体力低下+疾患特異的な活動上の制約

体力低下を補う活動；デイサービス・日常生活活動（ヘルパー）

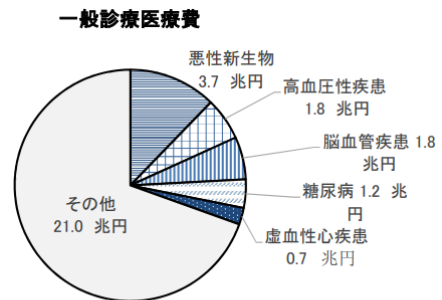
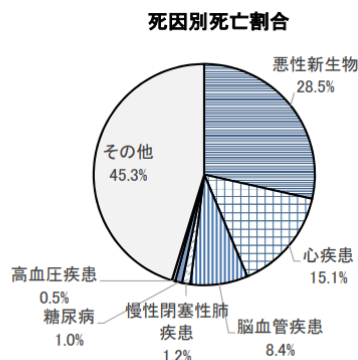
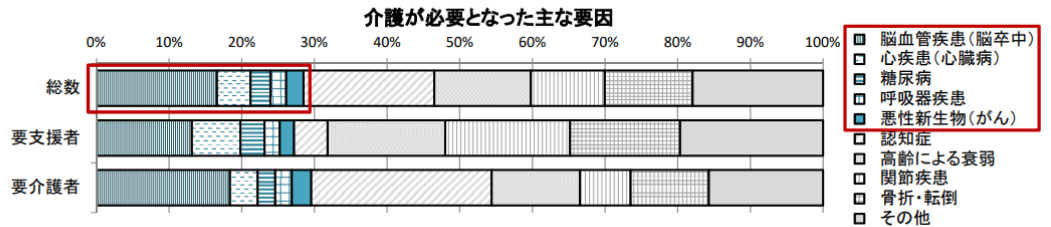
疾患特異的な制約を補う活動：訪問系リハ・通所系リハ

- ③ できる ADL をしている ADL、している ADL から社会参加や復職に移行していくためのシームレスな移行支援・就労支援として、ケアマネやヘルパーなどへの啓蒙活動が求められる

## 生活習慣病と介護が必要となった要因等について

○ 生活習慣病は、介護が必要となった主要因の約3割、死因別死亡割合の約6割、一般診療医療費の約3割を占める。

(悪性新生物は生活習慣病として計算)



(平成31年4月24日中医協総会資料より訂正あり)

出典:人口動態統計、国民医療費、国民生活基礎調査の概況(すべて平成28年) 14

### 課題 C

重度化予防が必要な方かどうかのスクリーニング機能の充実

- ④ 介護認定調査審査会へのリハ職の参加
- ⑤ 介護予防・日常生活支援事業における専門職訪問事業の委託事業者要件の緩和

### 課題 D

ICT 活用の拡充

- ⑥ あんすこスタッフの利用を可能にする
- ⑦ 動画共有が可能なシステムにして負担軽減を図る

中小規模事業所支援

- ⑧ 中小規模事業所に対する健康経営への支援(離職予防)
- ⑨ デイサービス等が加算を取れるよう専門職マッチング機能

※団塊世代の現役引退など労働人口の急激な減少、団塊ジュニアが高齢者となる(2040年問題)に向けて支援対象者の増加、物価高騰や報酬の抑制による事業所閉鎖、負担割合の増加による利用控え等への複合的な対応が必要である

以上